

# 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 秋田県  
 農業委員会名： 八峰町農業委員会

## I 農業委員会の状況(令和元年5月1日現在)

### 1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	667
自給的農家数	167
販売農家数	500
主業農家数	128
準主業農家数	148
副業的農家数	224

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	726
女性	347
40代以下	43

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	243
基本構想水準到達者	1
認定新規就農者	16
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1820	295				2120
経営耕地面積	1577	183	168	14	1	1760
遊休農地面積	165	10	10			175
農地台帳面積	1929	457	449	4		2386

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 6月 30日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	13	13
認定農業者	—	10
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	2
40代以下	—	
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	13	13	3

\*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和元年5月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2120 ha	1425.5 ha	67.24%
課 題	好条件の農地については相当程度集積が進み、飽和状態に近づいている。反面、悪条件の農地については、特に水利不便・農道未整備等により、大規模農家が入り込みにくい状態が顕在化し始めている。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 1425.5 ha (うち新規集積面積 32 ha)
	目標設定の考え方: 平年を勘案し達成可能な数値とする。
活動計画	農地パトロール終了後調査結果を踏まえ、町農業委員及び職員とで、貸し手の掘り起こしに努める。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	1 経営体	1 経営体	— 経営体
	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積
	19.1 ha	17.1 ha	— ha
課 題	企業の新規参入は当面見込めない現状である。個人の新規就農者は大半が親元就農であるが、それ以外の新規就農者は着実に規模拡大を進めている。しかし、好条件の借入地が少なくなり始めていることから、ある程度の条件不利地も借り入れができるよう、制度資金の利用を見込んだ認定農業者への意向を進める必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

### 2 令和元年度の目標及び活動計画

参入目標数	1 経営体	参入目標面積	20 ha
活動計画	一般企業の新規参入は見込みにくいことから、農家の子弟等の新規就農に向けて個別に対応を進めていく必要がある。就農計画の作成支援や給付金制度の周知、50a要件をクリアするための解約見込のうちのリスト化を進める。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## IV 遊休農地に関する措置

### 1 現状及び課題

現 状 (令和元年5月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2,120 ha	175 ha	8.25%
課 題	好条件の農地については、所有者の意向があれば集積可能であるが、狭小・山間遠隔地など条件の悪い農地については、引き受け手が見つからない。解消が進んだ部分と新たに遊休化した部分があり、トータルではなかなか解消が進まない。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 3 ha		
	目標設定の考え方: 過去の実績等を踏まえ、達成可能な面積とする。		
活 動 計 画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	26 人	6月～10月	10月～11月
	農地の利用状況調査	調査方法 今年度から新制度へ移行し、農業委員13名、推進委員13名の体制となる。昨年度までと比べより細かく区分けし、2名の班編成で実施することで、詳細かつ地域に密着した調査を行う。	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
	12月～1月	2月～3月	
その他	毎年実施している農業委員会によるモデル的な遊休農地解消活動を継続して実施するとともに、「農業委員会だより」や町ホームページ(農業委員会)での広報にも努め、遊休農地解消地域のさらなる啓発とPRに努める。		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (令和元年5月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	2120 ha	— ha
課 題	違反転用事案は特に把握はしていないが、許可制度の周知はまだ不十分と認識している。特に転用事業の工事を請け負う地元土木事業者に、制度の周知を徹底する必要がある。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和元年度の活動計画

活動計画	今後とも農地パトロール等を通じた監視の強化と、農地転用許可制度の周知を図っていく。継続して、農業委員会だよりによる広報活動をし、農家のみならず土木建設事業者への制度周知を徹底していく。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入